

(2) 利用者からの要望（自治体）

【確実な利用の保証】

- ・月極めでの利用ができるようにしてほしい。
- ・「今日はだめ」ということがないようにしてほしい。
- ・定員を増やしてほしい。

【利用料金】

- ・料金計算を細かい時間設定で行ってほしい（10分・30分単位）。
- ・保育料の補助。
- ・駐車料金を割引にしてほしい。
- ・料金を値下げしてほしい。

【利用日・利用時間】

- ・利用時間や開館時間をより長くしてほしい。
- ・土日の利用ができるようにしてほしい。

【多様な保育ニーズの受け入れ】

- ・病児や病後児の保育をしてほしい。

【保育環境】

- ・遊具を増やしてほしい。

【利用手続きや予約の簡素化・円滑化】

- ・登録申請を施設ごとではなく一本化してほしい。
- ・「慣らし保育」をしなくても利用できるようにしてほしい。
- ・当日の予約を可能にしてほしい。

【利用条件の緩和】

- ・市外在住者の登録・利用ができるようにしてほしい（里帰りの場合や隣接する自治体に居住している場合など）。

【施設の設置】

- ・同様の施設を増やしてほしい。
- ・身近な場所に作ってほしい。

【その他】

- ・駐車場がほしい。
- ・連絡ノートがほしい。

(3) 利用者からの要望（運営主体）

【確実な利用の保証】

- ・定員を増やしてほしい。

【利用料金】

- ・料金計算を細かい時間設定で行ってほしい。
- ・料金が高い。

【利用日・利用時間】

- ・もっと長く預かってほしい。
- ・利用回数を増やしてほしい。
- ・土曜日も開設してほしい。
- ・もっと遅い時間までやってほしい。

【多様な保育ニーズの受け入れ】

- ・0歳児の保育をしてほしい。

【保育環境】

- ・魅力のあるスタッフがいてほしい。

【利用手続きや予約の簡素化・円滑化】

- ・当日枠を取ってほしい。
- ・キャンセル料をなくしてほしい。
- ・2日前までに利用料を振り込んだ明細をFAXするか持参してもらう事になっているのが面倒である。

【施設の設置】

- ・もう少し近いところにあった方がよい。

(4) 考察

各自治体によって主要な運営主体は異なるものの、いずれにおいても一時保育には利用者の高いニーズがあると捉えられていることが示された。しかし、希望が多いために現状では対応しきれず、受け入れ体制を整えることが課題となっている場合が非常に多いことがうかがわれる。同様のことはファミリー・サポート・センターにも言えることから、一時預かり型の支援の潜在的なニーズはさらに大きいことが推測される。

また、手続きの煩雑さによる利用のしにくさを利用者から苦情として受けている自治体も見られた。ただし、煩雑さの原因として挙げられている健康診断やいわゆる「慣らし保育」については、子どもがふだんとは異なる環境の中で安心して過ごせるために必要という保育上の配慮から行われていることであり、自治体としては利用者に対してその意義を十分に説明し、理解を得るよう努めることが重要であろう。

利用者から自治体や運営主体に寄せられている要望は、確実性や利便性の向上を求めるることと利用料金に関することが大半であった。特に、「当日の急な依頼にも対応してほしい」という要望は多くの自治体において挙げられていた。実際に当日の受け入れをしたり、当日のキャンセルがあってもキャンセル料をとらないなど柔軟な対応に努めている施設も複数ある。しかし、こうした対応については、運営の形態によっては時に保育者の大きな負担となっているケースが見受けられた。保育者が常駐しておらず利用人数に応じて調整している場合には、ほとんど保育者の善意や努力に支えられて成り立っていると言ってよい状況である。安定した運営と保育の質を確保するためには、保育者が無理なく受け入れられるよう十分に対応できる体制そのものを整えることが必要であろう。

なお、利用時間の制限の有無や市外在住者の利用の可否は、自治体によって実施状況に相違が見

られた点である。これらは各自治体が一時預かり事業において何を目的として重視しているかによって対応が分かれている。自治体や運営主体は、事業の趣旨を利用者に丁寧に伝え、こうした利用条件についての理解を求めていくことが望まれる。同時に、今後社会状況の変化などをふまえて事業の目的や内容について見直しを行う際には、これらをあわせて検討事項とする必要が生じる可能性もあるだろう。

今回の調査結果は利用者本人から回答を得たものではなく、サービス提供側から出されたものである。従って、利用者の潜在的なニーズやより深刻な課題などは表れていない可能性もある。今後はこうした課題や要望について、利用者から直接意見を収集する必要があると思われる。

3. 利用促進の手段としてどのような方法をとっているか

自治体・運営主体に対するヒアリング調査の結果から、本事業の利用を促すために利用者に対してどのような情報提供を行っているか、またそのほかにどのような工夫をしているかについて、次ページ以降に示す。

(1) 利用者への情報提供（自治体）

①情報提供の方法

【地域全体に向けての情報提供】

- ・ホームページ
- ・広告誌、情報誌
- ・広報課による市のガイドブック

【子育て中の家庭を対象とした情報提供】

- ・子育てガイドブック
- ・子育て応援マップ
- ・チラシ、パンフレット
- ・施設からの便り、通信（市内幼稚園や保育所を通じて配布・市内外の保育施設や関連施設への配布）

②情報提供の場所

【行政窓口】

- ・担当課の窓口（児童福祉課・保育課・家庭支援課）
- ・各区役所（生活支援相談窓口など）
- ・支所
- ・社会福祉事務所

【地域の公共施設】

- ・市民プラザ
- ・公民館
- ・図書館

【地域の医療機関】

- ・地域保健福祉センター
- ・妊娠時、母子手帳配布時にパンフレットを配布（ただしそれ以降は自治体から直接情報提供する機会はない）
- ・3,4ヶ月健診（健康管理課の協力で、健診に来た人に登録してから帰ることを一連の流れとしてやってもらう）
- ・小児科

【子どもが多く集まる場所】

- ・保育所
- ・幼稚園
- ・子育てサロン・子育てひろば
- ・保育ステーション
- ・地域子育て支援センター
- ・児童センター
- ・子ども創作活動館

【インターネット】

- ・ホームページやブログに掲載

③情報の内容

【基本的な利用条件】

- ・料金
- ・開館時間
- ・休館日
- ・対象児
- ・利用回数
- ・利用時間
- ・定員

【利用についての説明】

- ・利用登録
- ・予約方法
- ・利用の仕方
- ・用意するもの
- ・キャンセルについて

【問い合わせ先・申込先】

- ・電話番号
- ・所在地
- ・地図
- ・交通アクセス

【保育環境・保育内容】

- ・スタッフの紹介
- ・一日の流れ
- ・行事予定
- ・配置図

【注意事項】

- ・食事の有無
- ・健康状態や注意してほしいことの連絡
- ・法定伝染病や感染症の場合は、受け入れていないこと
- ・保護者の連絡先を知らせること（子どもの体調が悪くなった場合などの対応）
- ・時間を守ること（迎えに来る人を変更するや予定より遅くなる場合は連絡する）

【その他】

- ・よくあるご質問
- ・来館者の声や様子
- ・利用状況
- ・事業紹介
- ・子どもの発達の目安
- ・利用できる例

④利用・問い合わせの状況

<利用状況の動向について>

- ・登録者や利用者の数は伸びている。
- ・近年、利用者が減少傾向にある。

<情報が行き届いているか>

- ・情報が全ての利用者に行き渡っているかについては把握していない。
- ・まだ十分に行き届いていない（アンケート調査を実施したところ「知らない」という回答が多かった）。
- ・窓口に来る市民が既に当該事業のことを知っていることが多いので、行き届いていると思う。

<問い合わせの状況及びその内容について>

- ・「子どもを預けたい」という問い合わせがある。
- ・「見学したい」という申し出が多い。
- ・遊びの広場に隣接しているので、広場に遊びに来ている人からの問い合わせや見学が多い。
- ・市の担当課への電話による問い合わせが多い。
- ・事業開設当初は市に問い合わせがあったが、現在は運営主体の方に問い合わせがある。
- ・イベントをする際に問い合わせが多い。
- ・月預かりの問い合わせが多い。

（2）利用者への情報提供（運営主体）

①情報提供の方法

【地域全体に向けての情報提供】

- ・ホームページ（市・同じ法人が運営する保育所・運営するNPOと大学・事業が入っている施設・運営する企業、パソコンだけでなく携帯電話用も作成）
- ・広報誌（市や区の広報など）
- ・情報誌
- ・近隣の駅構内の看板
- ・新聞折り込みのフリーペーパーに掲載

【子育て中の家庭を対象とした情報提供】

- ・チラシ（施設入り口に置く・市の他の子育て支援活動で配布・マンションへのポスティング・商店街で配布・児童館や区役所の子ども家庭支援課に平置き・図書館・併設のひろば）
- ・パンフレット
- ・市の子育てハンドブック
- ・事業が入っているセンターの園だより
- ・毎月の「おたより」（市内の機関に郵送）
- ・情報ボランティアの作成する記念誌

②利用者情報源や反応

<情報源>

◆自治体や運営主体からの情報

- ・市の広報誌を情報源としている人が多い（利用者アンケート調査結果では42.6%。区報に掲載されてから約1週間は毎日問い合わせがあったとの報告）。
- ・チラシを見て来る。
- ・看板を見てやって来る。
- ・インターネットで調べて来る。

◆実際の様子を見かけて

- ・併設のひろばに遊びに来る家庭が預けたり登録したりする場合も多い。
- ・同じビル内にあるスーパーに買い物に来て寄ってみたという人もいる。
- ・子どもたちの散歩を見かけて問い合わせてくることもある。
- ・マスコミに取り上げられると来館者が増える。

◆身近な人からの情報

- ・友人同士の口コミ（ある自治体のアンケート調査結果では19%）。
- ・実家の家族から聞く。

◆専門機関からの情報

- ・保健師にすすめられて来る。

<反応>

- ・電話での問い合わせがある。
- ・広報が出ると問い合わせがある。
- ・マンションへのポスティングの後に問い合わせが多い（一時預かりについての一般的な質問が多い）。
- ・月預かりの問い合わせが多い。
- ・求職中という人もいる。
- ・併設のひろばや大学での告知に反応があった。

(3) その他の利用促進に関する工夫・仕組み

①自治体

【設置施設・周辺環境の利便性】

- ・人口集積や集客力の高い市街の中央地区に設置することで、地域特性を活かしサービス機能の充実を図ることができるとともに、中心部の活性化も図ることができる。
- ・商業施設（スーパー・美容院など）と同じ建物内に設置する。
- ・歯科や小児科のクリニックが同じ建物内にある。
- ・行政のサービスコーナー（パスポートセンター）と同じフロアに設置する。
- ・ひろば事業と併設。
- ・「ここにくれば情報が入ってくる」という複合的な施設の一環として設置（他に子育てサロンや多目的スペースなど）。
- ・交通至便な場所に設置（駅からの距離、駐車場の確保など）。

【利用者のニーズに応える】

- ・利用時間はアンケート調査で買い物にかかる時間として多かった時間（4時間）に限度を設定した。
- ・0歳児から受け入れる。
- ・障害児を受け入れる。

【初回利用促進のための料金割引やサービス】

- ・登録料なしで利用しやすいようにした。
- ・初回限定のサービス（1時間分の料金で2時間保育）を行っている。
- ・登録すると1時間無料保育券をプレゼントする。

【一時保育以外の機能・関連機関との連携】

- ・健康管理課の協力を得て、保健所の健診の機会を利用して登録を促す。
- ・育児相談も行う。

②運営主体

【柔軟な対応・制限を設けない】

- ・利用時間の制限を設けない。
- ・利用回数の制限を設けない。
- ・電話連絡で延長可能としている（ただし、延長料金は発生。また子どもの状態によっては「早く帰ってきてください」と伝えることもある）。
- ・早朝や夜間、休日にも対応している。
- ・市内在住者でなくとも空きがあれば受け入れる（近隣の他市町在住者、里帰り出産の方など）。
- ・当日でも空きがあれば受け入れている。
- ・緊急の場合のみ当日でもできる限り受け入れる。

【未利用者が保育の内容を把握しやすいようにする】

- ・広報にスタッフ紹介欄を入れている（資格・子育て経験・メッセージなど）。
- ・広報に「利用者の声」を入れている。
- ・見学を随時受け入れている。

【保護者とのコミュニケーション】

- ・保護者に記録を渡している。
- ・（保育中の子どもの様子を写した）写真をあげることもある。
- ・子どもの身長や体重を計測してカードに書き込む。

【保護者を対象とした企画を設ける】

- ・保護者向けの講座を実施している。講座中は無料で託児する。
- ・親子参加のイベントを企画する。

【地域や周辺環境の資源を活用した付加機能】

- ・地域の人が自由に集える場所として、無料でお茶の提供をしたり、商店街の会員の物品販売を行ったりしている。
- ・大学のオープンカレッジ内にあるので、講座や講演会と連動する形での利用が多い。

（4）考察

本事業に限らず様々な子育て支援情報の提供は、いずれの自治体でも提供の方法や場所について「広く一般に地域の情報を伝える」「子育て家庭を対象に事業の実施を伝える」という二通りのアプローチを組み合わせて積極的に行っていていることが示された。情報提供のツールも、インターネットやマスメディア、チラシ等など、様々な媒体を利用している。周囲に同じように子育てをしている人がいない場合や、必要に迫られて意識的に特定の支援を探している場合など、情報を求めている人が置かれている状況はそれぞれに異なっており、多様な経路で情報に触れる機会を用意することは有効と考えられる。実際に、広報を行った後は利用者からの問い合わせが多いという報告も複数寄せられており、利用の促進には情報の発信が不可欠であることが示されている。

また、友人や家族などからのいわゆる「口コミ」も大事な情報源であるほか、併設のひろば事業を利用したり同じ建物にあるスーパーに買い物に来たりした「ついでに」本事業を見に来たり登録したりする例も多いことが、運営主体に対する調査で報告されている。実際にどのような状況で保育が行われているのか様子が分かるという安心感が利用につながりやすいことが窺われる。自治体から提供される情報の内容の多くは利用の手続きや条件に関する項目となっているが、今後できるだけ実態を把握できる内容を盛り込んでいくことも重要だろう。

現状では、自治体による人を介しての情報伝達の手段としては、地域の医療機関が多く活用されている。特に妊娠時や乳幼児の健診時といった機会を使って、保健センターが大きな役割を果たしている。運営主体調査でも「保健師にすすめられて来た」というケースが報告されていた。用事がないと外出しにくい低年齢児を

抱えた保護者にもれなく知らせるには、こうした医療機関との連携は欠かせないと見える。

しかし一方で、「情報は行き届いているか」という質問に対して、「把握していない」「十分に行き届いてはいない」とする回答も散見された。情報の周知を図るには個々の施設では難しい場合が多く、行政が様々な地域の機関や資源を利用して知らせていくことが重要となる。同時に、前述の先行研究の指摘（猿渡、2004）にもあるように、支援の場に出てこない保護者をキャッチし、働きかけていく体制も必要とされている。

また、情報提供以外にも、それぞれの自治体・運営主体で利用を促すための様々な工夫が試みられていた。

自治体の主な工夫を大別すると、まず、交通が便利であったり買い物・行政手続き・診療なども同じ建物の中ですませられるといった、計画段階で利用者の利便性を視野に入れて設置場所を選んでいることが挙げられる。また、保育の対象を拡大して多用な保育ニーズに応えられるようになっているというところもあった。これら事業の開始時点での工夫の他に、初回利用者が利用しやすくする、つまり利用・登録のきっかけづくりを行っている自治体も見られた。具体的には、初回利用時に料金のサービスをする、子どもの健診時に一連の流れの中に登録を組み込むなどである。

一方、運営主体側の工夫としては、利用日数や回数、居住地などの制限を設けない、当日の予約やキャンセルなども可能な限り受け入れるなど、柔軟な対応をとっているところが複数あつた。これについては、前述したように、各地の自治体・運営主体それぞれに考えの異なる部分でもあるため、それを丁寧に利用者へ伝えていくことも課題となる。

その他に運営主体が心がけている工夫として目だったのは、既に利用している人、利用経験のない人双方含めて保護者への対応に様々な配慮をしている点である。保育の様子を伝える、保護者を対象とした企画を設けるなど、「使ってみようかな」「次も使ってもいいかな」と思えるよ

うな仕組み作りに努めている様子がうかがわれた。

さらに、施設周辺の環境をそれぞれにうまく利用し、地域の人々の交流の場、講座の際の託児といった一時預かり以外の機能を加えている例もあった。これによって、保護者にとっては一時預かりの場所に新たな魅力が生まれたり、子どもを預けやすい（抵抗感を抱きにくい）理由ができたりするといった形でメリットとなり、利用の促進につながっていくと思われる。

前述したように、今回の調査では、問題点や課題、利用促進の方法のいずれも自治体・運営主体というサービスの提供側から同時に回答を得たものである。従って、前節で示された利用者の「利便性・確実性」という要望に対応するような工夫が多く見られたのは、当然のこととも言える。

自治体で行われている支援事業の利用促進の方法としては、今回示された結果の他に、例えば「子育て支援券」という形で子どもの年齢に応じて保護者がそれぞれに利用したいサービスを自由に選択できる制度や、子育て支援の様々な事業について、利用者が個々のニーズに応じてうまく活用できるよう支援する「マイ保育園登録制度」や「子育て支援コーディネーター」なども挙げられる。こうした取り組みは、「潜在的ニーズがあるのにそれを意識していない、あるいは意識していても表に出てこない」利用者のニーズや利用もうまく引き出していくことが期待できると考えられる。

本事業においても、今後はこれらのことを見野に入れた工夫を検討していくことも必要であろう。

4. 一時預かりは保護者にどのような効果を及ぼすのか

(1) 預ける前の保護者の特徴

1) ニーズの有無

今回、ヒアリング調査を行なった自治体はいずれも、首都圏やその近郊都市、及び地方都市であり、人口の流出入が激しい地域が多かった。そのため近所に親戚のいない核家族世帯が増加傾向にあり、地域のつながりのない家族、友だちのいない保護者が多く見られる現状にあった。また自治体が行なう子育てに関するアンケートでも、施設利用家庭よりも在宅子育て家庭の保護者の方が、子育てを「つらい」と負担に感じている割合が多いことも報告されている。また0歳児の一時保育について95%が欲しいとアンケートに答えたと報告する自治体もあった。子育てに不安を抱えているが「保育に欠ける」要件を満たしていないために、保育を受けることができない家庭、さまざまな子育て支援の場に出てこられない家庭、公園デビューができない家庭も現実に存在するとも報告された。

そのような背景から、一時保育や一時預かりに対する潜在的ニーズは非常に高いものと考えられる。

2) 預ける抵抗感

では、そのような家庭に対し、一時預かりの場所さえ用意すれば、実際のサービス利用につながるのであろうか。

今回の調査では、子どもを預けることに対して保護者の「罪悪感」や「不安感」、「抵抗感」は根強いものと指摘されている。具体的には、「人目が気になる」「預けに来た時に、どうしようか迷っている保護者もいる」「みんな考えて考えて利用している」「子どもが泣くという理由でキャンセルする保護者もいる」「自分で育てなくてはと真剣に悩む保護者も多い」ということであった。また、周囲との関わりから、「保育者に迷惑をかける」「夫や姑からのプレッシャーがあ

る」「生まれたばかりの赤ちゃんを預けるなんて、と言われるのではないか」「他の母親に見られるのが嫌だ」という保護者の声もあげられている。さらに社会全体の意識としても、「あなたのような（援助する）人がいるから親をだめにする」「保育園の園長でも、最初はあまり賛成ではない」「スタッフの中にも『親が楽をするため』と思っている人がいる」「一時預かりの場所を住宅地に設置するのは反対」「社会的にも抵抗感」などと、厳しいものがあった。地域住民に一時預かりを理解してもらうことが、保護者のサービス利用にも結びつくと考え、実際に子育て家庭以外にも積極的な情報発信を行なっているところも見られた。

このように一時預かりに対する保護者のニーズは高いものの、保護者自身の罪悪感や抵抗感、周囲への気遣い、社会全体の理解が得られていないという現状から、一時預かりのサービスができたからといって、すぐにそれが利用に結びついているとは考えにくい現状が浮かび上がった。

3) 預けることに対するイメージ

保護者が子どもの一時預かりに対して肯定的なイメージを持っていると語る人は非常に少なかった。わずかに「親離れの第1歩という気持ちの人もいる」というところであろうか。

それに対して、否定的イメージの語りは非常に多かった。先の罪悪感から始まって、「子どもを預けて遊びにいくのは不謹慎」「0歳児を人に預けるなんてとんでもない」と思っている人が保護者や地域の中にもいることが語られた。実際の利用につながったケースでも、利用理由は「問い合わせない」にもかかわらず、利用の方から利用理由をわざわざ述べることも多いとされた。子どもを預けることへの罪悪感から、躊躇している保護者の心理的な葛藤がうかがえる。また保育者の方から、利用者には「お迎えの時には『ごめんね』ではなく『ありがとう』と言って迎えに来て下さい」と伝えているところもあるほどであった。

4) 利用までの情報収集

このように、子どもの一時預かりに関しては、非常に根強い抵抗感や罪悪感が、保護者にも、周囲にも、社会全体にもあることがうかがわれた。そのような中、保護者のサービス利用に結びつくための情報収集は、どのようになされているのだろうか。

目立ったのは、広場事業も併設している一時預かりが多かったことである。「広場を利用しながら、一時預かりを見学している感じ」「広場に来て、問い合わせをしていく人も多い」「広場の様子であずける保護者も多い。母親の安心感としての効果はある」「親子が遊んでいる中の預かりは、いらいらしている母親にとって関心があるようで、いつも見られている」という報告があつた。広場を利用しながら、さりげなく一時預かりの様子を観察し、子どもを預けてもよいかどうかを確認した上で、一時預かりに対して安心感を得ようとしている保護者の姿がみえてくる。一方で、保育者が複数の子どもを一人で見て、大変そうな様子を見せると、家庭で子育てしている広場の利用者が心理的に引いてしまうことも懸念されており、特に広場事業と同じフロアで一時預かりをする際には、保育者の気配りも大変なものになるようであった。

他の情報収集の手段として、「お散歩の時に聞いてくる人も多い」「外の窓から中をうかがおうとする保護者もいた」などと積極的な保護者の様子もうかがえた。

さらに利用の情報源として、口コミや市町村などが発行する公報なども多くあげられており、公的なものに掲載される事業への安心感、実際に利用した人からの生の情報が、保護者の抵抗感を軽減させていくものと考えられた。

5) その他

しかし、近年、抵抗感や罪悪感に縛られる保護者ばかりではなくなっても来ている。初めての利用の時には、子どもへの配慮もあり、2時間の慣らし保育を勧めているところもあった。しかしそうした慣らし保育を嫌がる保護者も出て

きており、「いつでも予約なしで利用したい保護者が増えてきたように思える」と報告されている。

その他、金額が高いと預けることができない家庭もある。辛くとも預けられないことも予想され、今後の課題として残るところである。

(2) 預けた後に見られた効果

1) 預け始め

実際に一時預かりを利用することになっても、保護者の様子は様々である。親子でバイバイして出かける、子どもとじっくり話して出かける、子どもに気づかれないように出かける、子どもが泣いていて、一度は出かけたものの心配で様子を見に来る、荷物のように目もあわせず置いていく、などが報告されている。中には、預けたのに散歩の時についてきて、子どもに気づかれないようにこっそり眺めたりしている保護者もいるという。特に初めて預ける母親は不安が強いので、「子どもが一時預かりで泣くのは当然のこと」と母親としっかり話をしたり、子どものことについてよく話を聞いたり、「子どもの気に入っているおしゃぶりなどは持ってきてもらってもよい」と伝えている保育者の声が多く聞かれた。

2) 利用状況

預けるまでは不安が高かった保護者も、一度預けると当初の不安や抵抗感は薄れていき、何度も利用するようになる傾向がある。リピーター度が高いと指摘するところも多く見られた。またそれに伴い、利用者数もほとんどの事業で増加傾向にあると報告されている。

利用理由としては、一時預かりにも関わらず就労も多い。第1位にあがるところも2か所ある。リフレッシュも上位にあげられるところが多いが、実態は、美容院や買い物、上の子の学校行事など、本当に必要な場合も多く、在宅子育て家庭の保護者であっても一時預かりの必要性が高いことが浮かび上がった。

3) 効果

一時保育を利用することで、保護者にはどんな効果があるだろうか。以下、調査データを整理し述べていくものとする。

第一に、育児サポートとしての役割の付加という効果があげられる。実家が遠く、親戚に頼めない家庭、どうしても預ける人がいない家庭には、一時預かりは重要な育児サポートの源となる。そのことにより、保護者の負担は大きく軽減されるものと考えられる。

第二に、育児サポートを得られることにより、保護者の中に地域の中で頼れるところができたという安心感が芽生えるということである。「いざという時、料金負担はあるが、頼める場所があることで安心」「安心して子どもを預けて出かけられた」という声もある。また「自分たちの住んでいる地域で、子どもたちが普段出かけている場所にあるのがいい」とも指摘されており、地域の中で暮らす安心感が読み取れる。

第三に、子どもと離れる時間を持ったことで、母親の精神的安定が図られることである。「一時保育に預けると、とてもいい顔をして帰っててくれる」「保護者の表情が安定している」という指摘もあった。また情緒が安定し、心に余裕ができることで、子育てを考え直す意識につながったり、いろんな意見を聞く姿勢が出来たりと肯定的な面が強調されている。

第四に、保護者と子どもとのかかわりの変化である。「離れた分、ぎゅっと抱きしめている」「新鮮な気持ちで子どもと再会できる」という指摘もあるように、子育てに思いつめた母親が、子どもと離れる時間があることで、子どものことを可愛いと思いなおせることも多いものと思われる。

第五に、保護者の子どもの育ちの発見である。保護者が見る子どもと、保育者が見る子どもでは、その子どものよさが異なる場合がある。立場の違う人間が、違う視点から子どもをとらえることによって、新しい子どもの育ちや子どものよさを発見するきっかけになる。おもちゃの片付けや、家ではしないことを、子どもは一時

預かりの場でやってのける。「お子さん、こういうことできてすごいですね」という保育者の言葉や、実際のそんな子どもの姿を見て、保護者は驚くのだという。

第六に、保護者と保育者との関係の構築である。保護者と保育者は、子どものことについて、一時預かりを介して様子を伝え合うことになる。子どもとの接し方がわからなくても、保育者と話をすることで元気になる人もいる。また迎えに来た時に、保育者にしっかり保育してもらっていることを感じると、「預けてよかった」と安心感や信頼感を抱くようにもなる。保育者と子どもとのやりとりを見て、育児がうまくできなかつた保護者でも、真似る、やってみる、ということができるようになり、親子関係を見直すきっかけになることもあるという。

第七に、保護者と他の子どもとのかかわりである。今回の調査では、他の家庭の子どもの名前を保護者が覚えて挨拶する場面も指摘された。これは、子どもにとってみれば、地域の中で身近な大人が増えることでもあり、大人にとってみれば、地域の子どもが身近に感じられることにもつながる。保護者と他の子どもとの関係は、子ども同士、大人同士、親子の関係だけではなく、より広がりのある関係が地域の中で構築される可能性を持つ。

第八に、保護者自身の仲間の広がりである。何回も利用している保護者同士で話をしたり、他の母親とコミュニケーションをとり、不安を解消したりする保護者の姿が報告されている。また広場事業と併設しているところでは、一時預かりに迎えに来て、そのまま広場を利用する親子も多く、その中で他の母親に一時預かりを利用したことを報告したり、逆に聞かれたりする姿が見られ、自然に交流しているとのことであった。また広場で出会い、友だちになって母親だけで出かけることも報告された。一時預かりの場だけでなく、広場が併設されることで、その関係は広がりをみせるものと思われた。そのような広がりを通して、友だちや頼れる人のいなかった保護者や子どもたちに、この地域で

の友だちや頼れる人が次第に出来ていくものと思われる。

今回の調査では、逆効果についてはあまり聞かれることがなかった。しかし、中には保護者の理由を優先的に考えて、保育士のアドバイスを聞いてくれない、子どもが泣いていても預けられればいいと思っている保護者も見られるという報告もあった。

4) 一時預かりへのイメージの変化

自治体によっては、一時預かりに関するアンケート調査を行っているところも2か所あった。結果として、一時保育をして「よかったです」は、45人中44人、「悪かったです」1人と、圧倒的に「よかったです」と答えていた保護者が多い。また「保育士の対応がとてもよい」というものも94%みられ、当初抱いていた一時預かりのイメージを払拭させる保護者の姿が読み取れる。他にも、保育士の目が行き届いているので安心、保育園に預ける前にまた練習に行きたい、初めての体験で母子ともによい勉強、と肯定的な意見が目立った。

5. 一時預かりは子どもにどんな影響を及ぼすのか

(1) 預け始めの頃、不定期に預ける子どもの様子

1) 子どもの様子

預けられる子どもの特徴として、両親以外の大人や他の子どもたちと接する機会が少ないとあげられる。そんな親子は、保護者も子どももはじめは不安がいっぱいである。子どもの姿として、保護者と離れる時、激しく泣く、しくしく泣く、泣いて暴れて保育士が近寄ると怒るなど、様々な様子が報告されている。中には、預かっている間中、泣きやまない子どももいるという。

しかし、ほとんどの保育者は、そんな子どもの姿を「子どもが一時預かりで泣くのは当然の

こと」として受け止めているようである。その背景として、保育者との人間関係が築けないうちにばんと預けられることが、問題点としてあげられている。

2) 保育者の配慮

そのような不安いっぱいの親子に、保育者はどのような配慮を行なっているのか整理してみた。保護者に対する受け入れ時の問診の時間を長く取っている、保護者と無理やり離すのではなく、保護者と親しく話することで子どもに安心感を与えるようにしている、子どもが泣いている時には、落ち着くまで保護者に出かけるのを待ってもらうなど、保護者との分離がなるべくスムーズに行くような配慮がなされていた。

また預かりの時間内では、子どもに対し少しでも不安がないように笑顔で受け入れる、子どもが泣いていても無理やり泣きやまない、子どもの気持ちの切り替えがうまくできるように遊びに誘う、その子どもが好きそうなおもちゃを多めに用意するなど、子どもが安心して自分のペースで預かりの時間を過ごせるよう、工夫、配慮している保育者の姿が読み取れた。

(2) 一時預かりに慣れ、保育者にも慣れた子どもの様子

1) 一時預かりでの子どもの様子

一時預かりに慣れてくると、子どもたちは遊具で楽しく遊べるようになる。いろいろな人や環境と接することで、いい刺激となるようである。はじめは保護者と離れるのをぐずっていた子どもでも、何回も利用していくうちに泣かなくなり、状況がわかってくると、保護者や保育者がきちんと説明することで、納得する場面もあるという。

一時預かりでは、自ずと両親以外の他者との関係をもつことになる。その他者は、保育者であったり、他の子どもであったり、他の保護者であったりする。

保育者との関係では、どんなに泣いていた子

どもでも、何回も利用していくうちに保育者になつき、楽しく過ごせるようになることが多く報告された。保育者が年齢別に担当をもたないところでも、子どもの方で自分のお気に入りの先生を決めている姿も報告されている。保護者以外にも自分を愛してくれる人がいる、この人に抱っこしてもらっていたら大丈夫、などと保護者だけではない信頼できる大人が子どもにも存在することは、子どもの社会性の発達、情緒の発達にも影響を及ぼしているものと考えられる。

また子ども同士の関係についても報告されている。近年の少子化の影響から、子ども同士、あるいはきょうだいなどの異年齢児と関わる機会の減少が問題視されている。しかし、一時預かりの場では、子ども慣れしていないかった子どもが、他の子どもに寄っていくようになった、子ども同士コミュニケーションがとれるようになった、遊びの楽しさを共有する子ども同士のかかわりが見られた、異年齢の子どもとの関わりの体験ができた、年上の子の真似をする子どもの姿がみられた、などの指摘もある。集団生活を経験する中で、子どもは様々な経験をする。いろんな人がいて、いろんな世界がある。その人たちや環境と関わる中で、嬉しい気持ち、悲しい気持ち、悔しい気持ちなど、いろんな気持ちを感じることも、大切なことであると認知されているようであった。

また子どもの生活習慣に変化が見られることもある。例えば、おもちゃの後片付けなど、家ではしないことをする子どももいるという。「その姿を認めていくと、子どもも大きな気持ちになる」と報告するところもあった。

一時預かりの経験は、その後の子どもの様子にも変化を及ぼしている。家に帰ってからも一時預かりでの出来事について話をし、子どもの言葉が増えた、子どもが活発になったなどである。

今回の調査においては、「預かっている時間、泣きやまない子どももいる。そんな子にはあまりよくないのではないか」などという子どもへの影響のマイナス面の影響についても、わずか

であるが報告されている。社会的な一時預かりへの抵抗感を勘案すると、子どものマイナス面についての語りが少なかったことは、注目すべきことである。その背景には、今回の調査対象となった自治体や運営主体が、それぞれニーズを感じて非常に先駆的な取り組みをしていること、調査自体が、子育て当事者からではなく、第三者からの聞き取りであることが影響しているものと考えられる。その結果、一時預かりの経験が、子どもの社会性や情緒の発達において、およそプラスに働いているという肯定的側面が強調されたのではないかと予測された。

6. まとめと次年度研究の課題

本章では、利用者の意識という観点から、先行研究の知見及び本研究調査の結果について概観した。

先行研究の知見からは、支援サービスを利用しない理由として、保護者側とサービス提供の条件側にそれぞれ要因があることが示されている。特に、潜在的なニーズがありながら利用に結びつかない保護者をどのようにキャッチするかということ、また保護者がサービス（特に一時預かり型の支援）の利用に抵抗感を抱いている場合、どのようにすれば育児支援サービスをより生き生きと育児をするための一つの手段として積極的に捉え活用していくようになるのかということが、今後検討すべき課題として挙げられる。

一方、同じく先行研究で示された支援サービスのあり方に関する要因としては、主に情報・利便性・確実性・利用料金などが挙げられた。これらは今回の調査で得られた「問題点や課題」「利用者の要望」においても合致する部分が大きい。さらにこれらを反映して、各自治体や運営主体ではそれぞれに、「利用促進の方法」として、多様な手段による情報の提供、利便性の向上や柔軟な対応、料金設定の工夫などが図られていることが示された。

以上をふまえると、利用の促進に大きく関わ

るサービス提供の条件面での諸々の課題については、提供者に的確に認識され、またその対応も様々に試みられていると評価できる。ただし、再三述べているように本調査はサービスを提供する立場の自治体および運営主体を対象に実施したものであり、実際に利用者がどのように感じているのかということについては明らかにされていない。

特に、利用者側に支援サービスの利用を難しくする何らかの要因がある場合、今回の調査だけでは、何が問題となっているのか、また提供側にはどのような対応が求められているのかを探ることは難しい。このような見解から、次年度以降は利用者側の要因をより深く追求すべく、利用者調査を実施する必要がある。

中でも、保護者の預ける抵抗感についての実態を把握することが第一の課題となる。特に、罪悪感や抵抗感を抱いている場合、保護者自身が自分のこととして感じているのか、周囲からの圧力として内面化しているのか、実際に周囲の圧力があるのか、社会の無理解に敏感になっているのか検討することも求められる。このことにより、預けることの抵抗感を軽減させるためには、どのような方向性（対象・内容）でアプローチをしていけばよいのかが明確になるものと考えられる。また一時預かりの利用経験の有無による意識の差や、保護者の罪悪感と子どもの育ちとの関連についても、実証的に検討する必要がある。

第二に、一時預かりを利用している保護者と利用していない保護者との違いはどこにあるのか、先行研究を踏まえながら母親の属性や性格特性なども視野に入れて検討する必要がある。また一時保育に対する潜在的ニーズがある場合

には、どのような仕組みや配慮があれば、一時預かりの利用に実際に結びつくのか調べていくことも求められる。

第三に、一時預かりの保護者における効果の量的把握である。今回の報告は、各ヒアリング調査の内容を拾い、整理したものに過ぎない。実際に保護者がどのようなことを効果として実感しているのか、より一般的な傾向を把握するために、量的調査により検討していく必要がある。

さらに、これらの事項を調査していくにあたり、サービスの「利用者」が、「母親」なのか「父親」なのか、それとも「その他」なのかを明確にした上で、分析を進めることが求められる。

最後に、一時預かりにおける子どもへの影響についても、実証的でより精緻な把握が必要となる。先に述べた保護者における効果と同様、今回整理した子どもへの影響は、ヒアリング調査の回答から抽出し、整理したものである。実際の子どもの姿として、子育ての当事者の目からはどのような変化が見られるのか、具体的な項目をあげながら検討していくことが求められる。

なお、一時預かりにおける子どもへの影響についての先行研究は未だ乏しいことから、自由記述回答などにより探索的にデータを収集していくことも、あわせて行うことが必要であろう。

（本章担当：高辻千恵、中谷奈津子）

第7章 子育て支援と社会的意識

1. パイロット事業実地調査の結果より

在宅子育て家庭パイロット事業を実施する自治体と運営主体への実地調査の中では、一時預かりを含む子育て支援の必要性についての社会的意識、及び供給体制についての考え方を共通に尋ねた。

「子育て支援」は子育て家庭と社会の変容によってその必要性が認知され、国、地方自治体をはじめとするさまざまな運営主体により提供されるようになり、ある程度の普及を見られているが、その歴史は浅く、子育て支援の必要性の認知や自治体による取り組みには、さまざまな相違があると考えられる。また、サービスの受け手である子育て家庭にも、その利用についての意識には、「積極的に利用しよう」とする意識から、「必要最小限に留めよう」、あるいは、「全く利用しない」とする意識まで、幅広い意識があると考えられる。その意識は、配偶者を含む家族の意識や意見、又社会一般の考え方へ大きく影響されうるものであることが想定される。

また、実際にサービスを提供する側にも、「子育て支援により家庭の養育力が低下する」、あるいは、「どこまで子育ての肩代わりをするのか」、「子育て支援が育児放棄を助長する」という意識があることも散見され、取り組みの温度差も見られている。

子育て支援サービスはさまざまに展開されているが、その目的、そのために何が必要か、どの程度まで行うべきかということに対して、実施主体、子育て支援者、利用者、地域住民のコンセンサスが取れないままに実践されていることも否めない。

そのため、自治体としての考え方、社会一般の考え方、利用者の考えをそれぞれ、自治体及び運営主体がどのように捉えているかを把握しようとした。

以下では、共通質問への回答が得られた9自治体及び9運営主体の意見を概観することとする。なお、この質問に関しては、自治体あるいは運営主体としての考え方を示したというより、回答者の個人の意見や解釈が優先されている可能性があることを考慮する必要がある。

(1) 子育て支援の必要性と社会的意識

1) 子育て支援の必要性

まず、広く子育て支援サービスの利用についての考え方を尋ねた。回答例として、「これ以上子育て支援サービスを提供することに賛同できない」、「子育て支援の必要性は認めるが、必要な人で、利用したい人だけが利用すれば良く、最小限の利用に留めるのがよい」、「すべての子育て家庭が自分たちの権利行使して、大いに利用するのがよい」という3段階的回答を提示した。

①自治体の回答

自治体からの回答では、これ以上必要ないというような消極的な回答は見られなかった。いずれの自治体もそれぞれの計画する子育て支援施策や子育ての環境づくりを着実に進めている様子がうかがえた。その中で行政の役割として強調されたことは、行政主導型、あるいは、行政だけがサービス提供を行うのではなく、「市内全域の地域バランスに配慮し、身近な場所で気軽に支援サービスが受けられるよう計画」することや、「子育てボランティアの育成などを通じて、家庭・地域・自治体・企業などが連携しての子育てしやすい環境づくり」、「公的サービスは行政機関が提供すると考えられた時期を経て、さまざまな主体が提供している。子育て支援については、サービスを受ける公益の他、サービスを提供する側の生きがい等の公益もあることに考慮しながら、相互扶助の仕組みや誘導策を、行政機関が構築すべき」といった考えが述べられた。

又、子育て支援施策を進めていく上で、「親と

子にしかできなことに行政が手を出す必要はないが、それができていない場合には、親子でやれるように支援をする。又、親子でなくてもできるにもかかわらず、それができていないことは洗い出してやるべき」との考え方も示された。

行政だけがサービス提供を行うのではなく、必要なサービスの内容の吟味、サービスが未整備な地域への計画、サービスの担い手の育成などを行政の役割と考えていることがわかった。

次に、社会一般の考えについては調査していないので不明という回答も聞かれたが、例えば、市民が中心となる委員会では、在宅子育て家庭への支援が必要だという意見が多く、「地域での支え合いのない現状を考え、民間に任せることではなく行政が担っていくべき」という意見が出されている。一方、子育てサービスの内容（多子家庭への出産祝い金）や対象の広がり（保育に欠けない場合の保育所入所）などの陳情に、「どこまで支援すればよいのか？」という意識が出てきているという意見も聞かれた。

又、利用者の意識については、施設利用者よりも在宅子育て家庭の保護者の方が子育てを「辛い」、「負担に感じる」ことが多いというアンケート結果を引きながら、「子育て支援の場を活用しながら、少しでも不安を解消し、子育てを楽しいと思え、子育ての楽しみを共有する仲間を求めている」のではないかと分析する意見も聞かれた。

②運営主体的回答

さまざまな子育て支援サービスが提供されるようになり、その中で利用者が自分に必要なサービスを選択して利用できるようになってきていくことを肯定的に捉える意見が多く見られた。また、「1人で子育て」をするのではなく、保護者が自分の子ども以外の他の子どもへも視線を向けることにより、楽しく子どもに関わることが可能となっていることへの意見があげられた。現在行われている子育て支援サービスの利用により、保護者同士が不安や悩みを相談しあい、友達を作れる場ができていると子育て支援サービスの効

果を評価する意見があった。

住民などの社会一般の意識については、「母親の育児不安の実態が理解されていない」、「従来とさほど変わっていない」という意見が聞かれた。具体的には、「あなたのような人（支援者）がいるから、親をダメにするというようなことをよく言われる」という声や、子育て支援を提供するスタッフの中にも、「今以上の支援は大事な時期の親と子どものあり方も変えてしまうのではないか」と危惧する意見が聞かれた。また、子育て支援に関して、子どものいる家庭では関心を示すが、若い世代や周りに子どもがない場合には関心がないのではないかといった意見も示された。

2) 一時預かりの必要性

次に、一時預かりなど、一時的に保護者から離して子どもを保育することについての考え方を尋ねた結果を見ていく。回答例としては、「社会的な事由以外の理由での一時預かりを促進することに賛同できない」、「一時預かりの必要性は認めるが、必要な人で、利用したい人だけが利用すれば良く、最小限の利用に留めるのがよい」、「すべての子育て家庭が自分たちの権利行使して、大いに利用するのがよい」という3段階を提示した。

①自治体の回答

子育て支援に関する前問と同様に、一時預かりサービスを促進する必要はないという消極的な回答は見られなかった。特に母親にとって子育ての負担が大きいことから、必要に応じて、このようなサービスの利用が促進されることが望ましいとする意見は、子育て中の保護者の過半数が一時預かりを利用し、リフレッシュしたいと希望しているというニーズ調査の結果や、一時的に子どもから離れることにより、育児の負担感が軽くなり、そのことが虐待を未然に防ぐことに通じるという意見も述べられている。

また、保護者以外の者が子どもを預かるることは今に始まったことではなく、元来それを担ってき

た家族や親族との遠居、地域社会とのつながりの希薄化などにより、子どもを一時的に預ける先がなくなっている子育て家庭の現状があるという指摘もあった。

パイロット事業の実施にあたり、情報提供や広報を行った結果、このような事業に対する反対意見は聞かれておらず、社会的にもある程度容認されているという意見も聞かれた。

一方で、利用者の考えとしては、広報により認知が広がり、登録数は伸びているが、実際の利用につながっていない現状や、「気軽に利用はしにくく、人目が気になる等、子どもを預けることに抵抗感」を持つ保護者がいることや、「預けに来た時に、どうしようかと迷っている」保護者もいることがあげられた。

このことに対し、「保護者の側の意識を変えていくためのPRがまだ不十分である」ことが指摘された。「母親の大変さ、父親の非協力的な態度、それを取り巻く周辺からの言葉による圧力、この状況を住民にも理解してもらう必要がある」ことが指摘された。

②運営主体の回答

運営主体としての意識は、公的サービスに頼らない限り、子どもと離れる機会を持つこともできない家庭もあることを踏まえ、このようなサービスを必要とする子育て家庭が利用できるようになったことを肯定する意見が多く聞かれた。

社会一般の意識としては、住民については、年代により差があるという意見や、「0歳、1歳を人に預けるなんてとんでもない」と思っているのではないかという意見が聞かれた。実際に、預かりに関わるスタッフの中にも、「親が楽をするため」に利用しているという意識を持つ人や、「泣く子ども」を前に、子どもにとっては良くないのではないかと考える人もいることがうかがわれた。しかし、保護者が戻ってきた時の保護者の良い表情を見ることにより、短い時間でも子どもと離れてリフレッシュすることが、楽しい子育てにつながるのではないかと期待する意見もあった。

利用者の意識としては、利用の理由として統計上は「リフレッシュ」という項目に含まれるが、必要最小限の利用に留めて時間を使っていることや、自治体からの回答でも指摘されたように、利用に対してなんらかの罪悪感を持つ利用者の存在なども示された。

3) 子どもへの効果

次に、一時預かりなどのように保護者以外の人と過ごすことは、保育を受ける子どもにとってどのようなものと受け止められているかについて尋ねた結果を見ていく。回答例として、「保護者のリフレッシュのための利用は育児放棄を助長する」、「保護者のリフレッシュが、その後の養育にプラスに働く」、「子どもが保護者以外の多くの人とのかかわりを持つことは子どもの成長にとって必要」、「第三者が子育てに関与することにより、子育ての問題が発見されたり、アドバイスを得られることが、結果的に子どもの成長にプラスになる」を提示した。

①自治体的回答

自治体としての考えは、両親以外の大人や子どもと接する機会が少なく、ともすれば母親とばかり過ごすことの多い子どもにとって、保護者以外のさまざまな人と関わりを持つことや経験をすることが子どもの健全育成にとって必要であるという意見が多くあげられた。その効果についてまだ明確にされてはいないが、保育者などのかかわりにより刺激を受けることが子どもの愛着形成につながることや情緒面での発達につながるのではないかという考えも示された。また、そのことが母子関係の促進や、保護者の子どもへのかかわり方の変化をもたらし、保護者自身が成長することが子どもの成長にプラスになるという考え方も示された。

このことに関連して、「発達心理学的に見て、母子分離をした時に双方に良い影響があるかどうか」という視点で見る場合に母子分離をせずに、『良いことはないだろう』という推論が先にあつ

た」という指摘がある。

それに対して、社会一般の意識としては、子育て支援の必要性や保護者のリフレッシュの必要性は認めて、子どもが保護者から離されて過ごすことに対して否定的に捉える層もいることが指摘されている。また、子どもの視点から見ることよりも、保護者の変化が間接的に子どもに良い影響をもたらすということの方が理解しやすいのではないかという意見も見られた。

このようなサービスの利用に抵抗感や罪悪感を持つ利用者については、サービス利用による子どもにとっての効果が明確化されることにより、その抵抗感がなくなるのではないかとの意見があげられた。

②運営主体の回答

自治体の回答と同様、保育者や他の子どもなど、保護者以外の人とのかかわりがあることは肯定的に捉えられていた。特に、これまで家ではしなかったことをするようになるなどの、目に見える変化があることで、保護者は子どもへの効果があることを実感でき、そのことが保護者にも良い影響となると認識されていた。

また、早期に対応が必要な問題が見つけられることや、保護者へのアドバイスが提供できることも子どもへの効果として捉えられている。

社会一般の意識としては、「社会自体が変わっていることを認識せずに、保護者が楽になっている部分だけを見ている」ことが多いため、「今の時代に子育てをしている人たちはどうかということと一緒に考えてもらう」ことを働きかけていく必要があるという意見もあった。

利用者の意識としては、子どものことよりも「自分の都合を優先する」ようにみえる利用者がいることを否定的にとらえながらも、「我が子どうして接すれば良いかわからない保護者に助言する」ことができた経験などから、保護者にとっても子どもにとっても成長の場になつていると捉えられている。

(2) 子育て支援サービス供給体制への考え方

1) 保護者の責務について

石川県の「いしかわ子ども総合条例」の第一章総則第二節 基本理念等の中に（保護者の責務）として表7-1に示す条項がある。この条項を全文示した上で、子どもを健やかに育てるために、保護者が一時預かりや一時保育を含む子育て支援サービスを適切に利用することを保護者の責務の一つとして規定することについての意見を尋ねた。

①自治体的回答

保護者の責務について、これを規定することにより、「子どもを生むことに不安がある人の中には、よりストレスを感じる人もいるのではないか」との意見や、規定することへの困難さを提示する意見はあったが、保護者が適切に支援サービスを利用することの趣旨に概ね賛同する意見が聞かれた。その理由として、「社会一般では、育児は個人的なものであるという考えを抜け出せないが、このように公的に打ち出すことをしても良いと思える」という意見や、その実効性や責務履行の評価・検証の方法に関心が示された。また、このような規定により、「世間の目を気にせず」利用ができるのではないかという意見も示された。

②運営主体的回答

「責務」という言葉の強さや重みへの拒絶反応が見られ、「ここまで規定する必要はないのではないか」、「利用するかどうか、必要かどうかは保護者の意志に任せて良い」という意見や、「動けない保護者にとってプレッシャーになる」という意見が大勢を占めた中で、「ここまで積極的に行行政が働きかけないと、保護者は動けない。子育ては自分でしなければならないと思いこむ保護者もあり、そういう保護者へのアピールという意図なのではないか」という意見があげられた。